

## 12 不動産取得税

### (1) 家屋に関する調

(単位: 件, m<sup>2</sup>, 千円)

区 分		価格の全額が法第73条の15の2に規定する免税点に満たないもの			法第73条の14第1項から第3項まで及び第5項に該当するものでその価格の全額が同条第1項又は第3項に規定する金額以下のもの			法第73条の3から第73条の7まで及び法附則第10条並びに、に該当する以外のもの				
		件数	面積	価格	件数	面積	価格	件数 (イ)	面積	価格	1㎡当たり 評価額	
木 造	建築分	専用住宅	2	20	410	2,977	303,510	22,885,582	1,933	201,160	17,176,133	85
		併用住宅										
		住宅部分								14,502	1,074,708	74
		非住宅部分								5,157	368,520	71
		小計							97	19,659	1,443,228	73
	その他							375	45,470	2,638,704	58	
	小計	2	20	410	2,977	303,510	22,885,582	2,405	266,289	21,258,065	80	
	承継分	専用住宅	51	2,522	3,445	834	100,149	3,179,602	2,082	290,261	4,952,619	17
		併用住宅										
		住宅部分								22,001	348,330	16
非住宅部分									12,688	147,517	12	
小計								172	34,689	495,847	14	
その他	17	614	1,143				119	34,712	350,978	10		
小計	68	3,136	4,588	834	100,149	3,179,602	2,373	359,662	5,799,444	16		
計 A	70	3,156	4,998	3,811	403,659	26,065,184	4,778	625,951	27,057,509	43		
非 木 造	建築分	専用住宅	3	18	502	1,120	87,782	9,083,487	1,891	147,333	18,737,233	127
		併用住宅										
		住宅部分								12,597	1,489,977	118
		非住宅部分								4,323	509,443	118
		小計							31	16,920	1,999,420	118
	その他	9	89	1,273				469	599,521	54,148,948	90	
	小計	12	107	1,775	1,120	87,782	9,083,487	2,391	763,774	74,885,601	98	
	承継分	専用住宅	8	5	270	882	78,175	5,691,826	1,789	204,996	13,315,204	65
		併用住宅										
		住宅部分								42,258	2,672,198	63
非住宅部分									46,781	2,953,199	63	
小計								115	89,039	5,625,397	63	
その他	16	54	845				334	316,899	14,987,534	47		
小計	24	59	1,115	882	78,175	5,691,826	2,238	610,934	33,928,135	56		
計 B	36	166	2,890	2,002	165,957	14,775,313	4,629	1,374,708	108,813,736	79		
合 計 A + B	106	3,322	7,888	5,813	569,616	40,840,497	9,407	2,000,659	135,871,245	68		

区 分		控 除 額						課税標準の特例を適用したあとの額が法第73条の15の2に規定する免税点に満たないもの					
		法第73条の14第6項から第11項まで及び第14項並びに法附則第11条等の課税標準の特例に該当するものに該当するものを除く。			法第73条の14第1項から第3項まで及び第5項に該当するものに該当するものを除く。			計 +		面積	価格		
		件数	全額控除 のもの(ロ)	控除額	件数	全額控除 のもの(ハ)	控除額	件数	控除額			件数 (ニ)	
木 造	建築分	専用住宅	21	-	58,569	1,067	6	10,847,173	1,088	10,905,742	47	6,423	6,991
		併用住宅											
		住宅部分			3,624	82	-	711,712	82	715,336	-	-	-
		非住宅部分			4,243	-	-	-	-	4,243	-	-	-
		小計	1	-	7,867	82	-	711,712	83	719,579	-	-	-
	その他	6	-	13,655	-	-	-	6	13,655	-	-	-	
	小計	28	-	80,091	1,149	6	11,558,885	1,177	11,638,976	47	6,423	6,991	
	承継分	専用住宅	126	87	245,256	10	1	18,184	136	263,440	8	883	558
		併用住宅											
		住宅部分			14,156	16	-	60,126	16	74,282	-	-	-
非住宅部分				6,709	-	-	-	-	6,709	-	49	37	
小計		7	6	20,865	16	-	60,126	23	80,991	1	49	37	
その他	2	1	5,607	-	-	-	2	5,607	-	-	-		
小計	135	94	271,728	26	1	78,310	161	350,038	9	932	595		
計 A	163	94	351,819	1,175	7	11,637,195	1,338	11,989,014	56	7,355	7,586		
非 木 造	建築分	専用住宅	32	26	354,749	1,158	3	11,628,378	1,190	11,983,127	34	4,054	4,296
		併用住宅											
		住宅部分			102,656	22	13	903,069	22	1,005,725	-	-	-
		非住宅部分			-	-	-	-	-	-	-	-	-
		小計	1	-	102,656	22	13	903,069	23	1,005,725	-	-	-
	その他	25	1	5,128,291	-	-	-	25	5,128,291	3	268	509	
	小計	58	27	5,585,696	1,180	16	12,531,447	1,238	18,117,143	37	4,322	4,805	
	承継分	専用住宅	57	45	298,545	106	-	709,016	163	1,007,561	24	2,250	1,557
		併用住宅											
		住宅部分			59,928	5	-	28,441	5	88,369	-	-	-
非住宅部分				7,009	-	-	-	-	7,009	-	-	-	
小計		4	-	66,937	5	-	28,441	9	95,378	-	-	-	
その他	11	4	340,783	-	-	-	11	340,783	2	7	141		
小計	72	49	706,265	111	-	737,457	183	1,443,722	26	2,257	1,698		
計 B	130	76	6,291,961	1,291	16	13,268,904	1,421	19,560,865	63	6,579	6,503		
合 計 A + B	293	170	6,643,780	2,466	23	24,906,099	2,759	31,549,879	119	13,934	14,089		

(単位:件, m<sup>2</sup>, 千円)

区 分	課 税 標 準				減免等される前の税額	法第73条の2第6項、法第73条の27の2から法第73条の27の5まで、法第73条の27の8及び法附則第11条の4の規定により減免等をしたもの		法第73条の31の規定、他法の規定により減免等をしたもの		調 定 額	
	件 数 (イ)-(ロ)- (ハ)-(ニ)	価 格	左 の 内 訳			件 数	金 額	件 数	金 額		
			住宅部分	住宅以外の部分							
木 造	建築分	専用住宅	1,880	6,263,400	6,263,400	187,852	-	766	23,363	164,489	
		併用住宅									
		住宅部分		359,372	359,372	10,780	-	-	1,595	9,185	
		非住宅部分		364,277	364,277	14,568	-	-	2,563	12,005	
		小計	97	723,649	359,372	364,277	25,348	-	45	4,158	21,190
	その他	375	2,625,049	-	2,625,049	104,937	-	68	7,541	97,396	
	小計	2,352	9,612,098	6,622,772	2,989,326	318,137	-	879	35,062	283,075	
	承継分	専用住宅	1,986	4,688,621	4,688,621	140,574	1	293	192	5,639	134,642
		併用住宅									
		住宅部分		274,048	274,048	8,215	-	-	-	385	7,830
非住宅部分			140,771	140,771	5,630	-	-	-	259	5,371	
小計		165	414,819	274,048	140,771	13,845	-	18	644	13,201	
その他	118	345,371	-	345,371	13,810	-	9	455	13,355		
小計	2,269	5,448,811	4,962,669	486,142	168,229	1	293	219	6,738	161,198	
計 A	4,621	15,060,909	11,585,441	3,475,468	486,366	1	293	1,098	41,800	444,273	
非 木 造	建築分	専用住宅	1,828	6,749,810	6,749,810	202,446	-	-	587	28,271	174,175
		併用住宅									
		住宅部分		484,252	484,252	14,527	-	-	-	1,978	12,549
		非住宅部分		509,443	509,443	20,377	-	-	-	4,589	15,788
		小計	18	993,695	484,252	509,443	34,904	-	20	6,567	28,337
	その他	465	49,020,148	-	49,020,148	1,960,624	1	587	166	414,807	1,545,230
	小計	2,311	56,763,653	7,234,062	49,529,591	2,197,974	1	587	773	449,645	1,747,742
	承継分	専用住宅	1,720	12,306,086	12,306,086	369,111	-	-	154	16,858	352,253
		併用住宅									
		住宅部分		2,583,829	2,583,829	77,512	-	-	-	6,526	70,986
非住宅部分			2,946,190	2,946,190	117,844	-	-	-	8,572	109,272	
小計		115	5,530,019	2,583,829	2,946,190	195,356	-	29	15,098	180,258	
その他	328	14,646,610	-	14,646,610	585,852	-	-	35	39,079	546,773	
小計	2,163	32,482,715	14,889,915	17,592,800	1,150,319	-	218	71,035	1,079,284		
計 B	4,474	89,246,368	22,123,977	67,122,391	3,348,293	1	587	991	520,680	2,827,026	
合 計 A + B	9,095	104,307,277	33,709,418	70,597,859	3,834,659	2	880	2,089	562,480	3,271,299	

(注)

- この調は、当該年度における家屋の取得(非課税分を除く)について作成した。  
なお、件数は1戸(共同住宅等にあつては、独立的に区画された一の部分)を1件とし、一構えとなるべき家屋が木造部分と非木造部分とからなっている場合には、その件数については主たるものについて1件として計上し、延べ面積及び価額等については木造部分と非木造部分とに分けてそれぞれの該当部分に記載した。
- 専用住宅及び併用住宅の区分は、おおむね固定資産評価基準における評点基準表の適用区分によつた。  
専用住宅 住宅部分だけがある家屋。  
併用住宅 住宅部分とそれ以外の部分とがある家屋をいうが、住宅部分が従たるものは「その他」欄に記載した。
- 欄は、専用住宅について価格が1戸につき1,200万円(既存住宅の場合は、当該家屋が新築されたときにおいて施行されていた法第73条の14第1項の規定により控除するものとされていた額)以下であるために、課税対象とならない家屋について記載した。
- 欄は、法第73条の3から第73条の7まで及び法附則第10条に規定する非課税並びに及びに該当する家屋以外の家屋について記載した。なお、「1m<sup>2</sup>当たり評価額」は、評価額を延べ面積で除した金額である。
- 欄の(ロ)の件数は、この欄に掲げる各種の控除により、全額控除された件数を内書した。
- 欄の(ハ)の件数は、欄の控除後さらにこの欄の住宅控除の適用により全額控除された件数を内書した。
- 欄は、欄の評価額から欄を控除した後の残額が免税点未満であるものについて記載した。
- 欄は、当年度に調定したものについて、当年度に減額又は納税義務を免除した額を記載した。
- 欄は、減免条例による減免額、過疎法、農工法及び原発地域振興法に基づく減免額を記載した。